2　本会は、前項に規定する申請があった場合であって、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第二項の範囲内で相当と認める額の援助金を給付する。

一　スタッフ弁護士候補者の雇用又は養成課程スタッフ弁護士の採用を予定している場合にあっては、その雇用又は採用の計画が相当程度に具体的なこと。

二　スタッフ弁護士候補者の雇用又は養成課程スタッフ弁護士の採用に際し、スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等の必要があると認められること（既に出捐した場合にあっては、その必要があったと認められること。）。

三　前号に規定する事由の内容が相当程度に具体的であり、費用予定額が相当であること（既に出捐した場合にあっては、出捐した額が相当であること。）。

四　スタッフ弁護士候補者の雇用を予定している場合にあっては、雇用するスタッフ弁護士候補者に対して常勤スタッフ弁護士に就任することを義務付ける旨約していること。

五　スタッフ弁護士候補者を雇用している場合にあっては、当該スタッフ弁護士候補者が常勤スタッフ弁護士に就任する旨約していること。

六　その他申請の趣旨がスタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付の目的に適合していること。

3　スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受けるスタッフ弁護士養成弁護士は、本会に対し、次に掲げる事項を約さなければならない。

一　スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用するために、スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等を行い、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金をそのための費用に充てること。

二　スタッフ弁護士候補者を雇用している場合にあっては、給付の日から三年を経過する日までに、当該スタッフ弁護士候補者を常勤スタッフ弁護士に就任させること。

三　次条第一項各号に規定する事由が生じたときは、直ちにスタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金を返還すること。

四　その他この規則の規定に従うこと。

（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の返還）

第十三条　本会は、次に掲げる事由が生じたとき（第一号に掲げる事由が生じたときにあっては、給付の日から三年を経過する日までに、当該給付に係るスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士以外のスタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用して養成し、そのスタッフ弁護士候補者が常勤スタッフ弁護士に就任し、又はその養成課程スタッフ弁護士が養成を終了して支援センターのいずれかの事務所において法律事務所を設置したときを除く。）は、第十一条第二項の規定にかかわらず、スタッフ弁護士養成弁護士（スタッフ弁護士養成弁護士であった者を含む。以下この章において同じ。）に対し、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の返還を求めなければならない。この場合において、スタッフ弁護士養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一　当該援助金の給付に係るスタッフ弁護士候補者及び養成課程スタッフ弁護士のいずれについても次のイ又はロに掲げるいずれかの事由が生じたとき。

イ　スタッフ弁護士候補者にあっては、次に掲げるとき。

(1)　給付の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任しなかったとき。

(2)　当該スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなった場合であって、給付の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任しないことが確実となったとき。

ロ　養成課程スタッフ弁護士にあっては、次に掲げるとき。

(1)　養成を終了することなく当該スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなり、又は常勤スタッフ弁護士でなくなったとき。

(2)　養成を終了して当該スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなった後、支援センターのいずれかの事務所において法律事務所を設置しなかったとき。

二　スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等を行わなかったとき。

三　当該援助金の給付に係るスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士の養成を著しく怠り、その他スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

四　スタッフ弁護士養成弁護士（弁護士法人である場合にあっては、その社員を含む。）が懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

2　本会は、前項各号に規定する事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該スタッフ弁護士養成弁護士の申請により、理事会の承認を得て、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

3　前項の申請をしようとするスタッフ弁護士養成弁護士は、同項のやむを得ない事情があることを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付に伴う報告義務）

第十四条　スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受けたスタッフ弁護士養成弁護士は、給付を受けた日から三年を経過する日までの間、毎年一回、スタッフ弁護士候補者の雇用及び養成課程スタッフ弁護士の採用並びに養成の状況その他本会が求める事項を、本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

第五章　雑則

（過疎・偏在対策事業規則との調整）

第十五条　本会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める返還を求められた弁護士又は弁護士法人に対し、その申請により、経理委員会の承認を得て、その返還に必要な額を援助金として支出することができる。

一　過疎・偏在対策事業規則第六十条第二項の規定により新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士に養成を受けた弁護士が、当該新人弁護士等養成弁護士に雇用された日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任した場合　当該新人弁護士等養成弁護士が過疎・偏在対策事業規則第六十一条第一項第一号又は第二号の規定により求められた新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還

二　過疎・偏在対策事業規則第六十四条第二項の規定により新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士に養成を受けた弁護士（二人以上ある場合にあっては、そのうちの一人以上）が、当該給付の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任した場合　当該新人弁護士等養成弁護士が過疎・偏在対策事業規則第六十五条第一項第一号又は第二号の規定により求められた新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の返還

（常勤スタッフ弁護士に関する支援活動等）

第十六条　本会は、スタッフ弁護士候補者、養成課程スタッフ弁護士その他常勤スタッフ弁護士の業務を行うために必要があると認められる者のために、研修を実施することができる。この場合において、本会は、これに参加する者の交通費及び宿泊費を支出することができる。

2　本会は、退任した常勤スタッフ弁護士と一時的に法律事務所を共にして、弁護士名簿への登録、執務場所の提供等に係る便宜を図る弁護士又は弁護士法人を募集して登録し、常勤スタッフ弁護士が任期満了により退任するに際して紹介する支援を行う。

（会長への委任）

第十七条　この規則に定めるもののほか、スタッフ弁護士養成事務所等の登録、援助金の給付その他常勤スタッフ弁護士に関する支援を実施するため必要な事項は、会長が細則で定める。

附　則

1　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の後に開始される第二章の規定によるスタッフ弁護士養成事務所の登録に係る手続から適用し、施行日前に開始された手続、援助金の給付等については、なお従前の例による。